

食事提供施設の事業者の提出書類

	提出書類	備考	
必ず必要な書類	神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書（食事提供施設）（第1号様式の2）	詳しくは「記載例（食事提供施設）」をご覧ください。 ※手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用不可。）	
	協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でもかまいません。	
	事業活動を証する書面	法人	県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写しを提出してください。（NPO法人、公益財団法人又は公益社団法人等の場合、国や県、市町村に提出した事業報告書の写しの提出でもかまいません。開業して間もない場合、開業届の写しでも可。）
		個人事業主	税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の写し等を提出してください。（開業して間もない場合、開業届の写しでも可。） ※マイナンバーが記載されていない書面又はマイナンバー記載箇所をマスキングしたものを提出してください。
	事業活動の内容がわかる書面	食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し、事業所のHPや事業活動に係るパンフレットなどの写しを提出してください。	
	夜間営業時間短縮（予定）期間前の営業時間や酒類の提供時間がわかる書面	上記の事業活動の内容がわかる書面又は下記の夜間営業時間を短縮等したことがわかる書面で、夜間営業時間短縮（予定）期間前の営業時間や酒類の提供時間が確認できる場合、改めての提出は不要です。	
	夜間営業時間短縮（予定）期間中は、酒類の提供を行う場合は19時までとしたうえで、夜間営業時間を短縮したことがわかる書面	夜間営業時間や酒類提供時間の短縮、宅配又はテイクアウトサービス等店内での飲食行為を伴わない営業を告知するHPや店頭ポスター写し等を提出してください。 ※店頭ポスターなどを写真撮影したものの提出でもかまいません。なお、夜間営業時間を短縮等したことがわかる書面を提出してください。	
場合によっては必要な書類	本人確認の書面 ※個人のみ	運転免許証、パスポート又は保険証などの写しを提出してください。	
	役員等氏名一覧表（第2号様式） ※法人のみ	法人の場合、登記事項証明書に記載された全ての役員の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別及び住所を記載し、提出してください。	
	休業及び夜間営業時間短縮協力施設一覧表（第3号様式） ※対象施設を県内に複数有する方のみ	第1号様式の2に記載した事業所以外に、夜間営業時間短縮要請に応じて、夜間営業時間の短縮に協力した夜間営業時間短縮要請対象施設を県内に有する方は、対象施設を全て記載し、提出してください。	